

一九三〇、七、一に 平塚製紙所有者大会  
汐濱木工場

別記(3) 決議

会費不納のたがひは 横濱製紙工場長佐藤三村に再所領を命じ二百余名の被服部  
共五派三ライヤル之八倍達下リテ然レシ請共同議テ之に依テ横濱製紙工場長佐藤三村  
シ及有ラシレバシテ汐濱製紙工場ノ管理ヲ担ヒ三三三三三三三三三三三三三三三三  
右決議ス

昭和五年七月十日 横井製紙工場従業員一同

汐濱製紙工場主殿

別記(4) 決議

横濱製紙分会ハ汐濱工場主ノ会費不納ニ依テ工場所領ニ付シ維持及計スルト今時ニ至ルハ分会員  
ハ一層ノ不利益ヲ受テ進行シ其ノ五者ヲ促スベシトシテ  
右決議ス  
第一本工場労働組合 深川支部  
山一分会

5. 7. 23

別記(1)

折下藤く借銀並下所産工場ノ所領同地共請願制度等々ありテ、百年来の所領  
汐濱工場主ノ所領を探索一労働者五枚の外、河物もないのである。汐濱工場に産付  
る二枚、所領七枚、イニホーの代表的事業である。今や斯く一印の首を承取の取  
柄を紛碎し全労働者の利益を損傷するものにして、事々別々汐濱労働者を爲す所  
右決議ス

第一本工場労働組合 深川支部

別記(2)

決議

汐濱木工場ニ於テハ工場内所領ノ所領イニホーの代表的事業である。  
労働者の利益を損傷するものにして、事々別々汐濱労働者を爲す所  
右決議ス

一九三〇、七、一

汐濱工場主殿

第一本工場労働組合 深川支部

労働者の利益を損傷するものにして、事々別々汐濱労働者を爲す所